

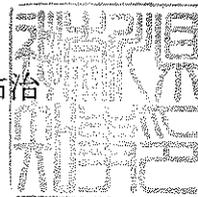


ごみ中間処理施設整備事業に係る実施計画審査意見書

厚木市長 小林 常良から提出がありましたごみ中間処理施設整備事業に係る環境影響予測評価実施計画書に対する神奈川県環境影響評価条例第12条第1項に基づく審査結果は、別紙のとおりです。

平成29年4月6日

神奈川県知事 黒岩 祐治



I 対象事業の概要

神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第7条第1項に基づき、事業者である厚木市から、平成28年11月1日に提出のあった環境影響予測評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

ごみ中間処理施設整備事業

2 事業者

厚木市（都市計画決定権者）

※事業実施予定者 厚木愛甲環境施設組合
（構成市町村：厚木市、愛川町、清川村）

3 事業の目的

厚木愛甲環境施設組合を構成する厚木市、愛川町及び清川村の可燃ごみを焼却処理している厚木市環境センター（以下「現施設」という。）は、昭和62年竣工のため、施設の老朽化が進み更新が必要となっていることから、厚木市金田地区に新たな廃棄物処理施設（ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設。以下「計画施設」という。）を建設し、ごみの適正処理及び循環型社会形成に寄与することを目的とする。

4 事業の内容

本事業は、1日当たりの処理能力約273トンのストーカ方式を採用したごみ焼却施設及び約20トンの破碎・選別設備を備えた粗大ごみ処理施設の建設を行うものである。

また、上記の計画施設の配置エリア（約1.8ヘクタール）の北側エリアを緑地（約3.8ヘクタール）として整備するとともに、構成市町村の災害廃棄物一時保管場所として位置づけ、一体的に整備する。

なお、本事業は都市計画に定めようとする事業であるため、条例に基づく手続を都市計画決定権者である厚木市が行っている。

5 事業実施区域

事業実施区域は、厚木市金田1611番イの1他で、市域の東端に位置する約5.6ヘクタールの範囲であり、現施設の北側に隣接している。また、相模川をはさんで、海老名市及び座間市との市境に近接している。

6 事業実施区域及びその周辺の環境

事業実施区域は、厚木市の東部に位置する農業振興地域内の農用地区域であり、西側に圏央道、東側に相模川河川敷が隣接し、相模川・中津川・小鮎川の三川が合流する地点から、約1キロメートルの上流に位置する。

事業実施区域周辺は、相模川右岸の平野部に位置し、西側及び相模川をはさんだ東側に住居等、南側には工場等が存在しており、農地などの自然的土地利用と都市的土地利用が混在している地域である。また、事業実施区域の半径約1キロメートルから3キロメートルの範囲には、教育施設、医療・福祉施設及び文化・スポーツ施設等、環境保全に留意を要する施設が存在している。

II 審査経緯等について

1 審査経緯

条例第12条第1項に基づき実施計画審査意見書（以下「審査意見書」という。）を作成するに当たり、平成28年12月19日に、条例第75条第2号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、以降4回にわたり審議が行われ、平成29年3月29日に答申があった。

答申では、施設の更新による環境負荷の低減効果を具体的に示す必要があることや、今後、地域住民との情報交流を十分に図る必要があることなどについての指摘があった。

2 環境保全上の見地からの意見を有する者からの意見について

条例第11条第1項に基づき、実施計画書の縦覧期間中に事業者に対し、事業内容、大気汚染及び土壌汚染等に関する37通の意見書が提出され、この意見書の写しが、平成28年12月27日に知事に送付された。

3 関係市長意見について

条例第12条第2項に基づき、実施計画関係市長（以下「関係市長」という。）である海老名市長、座間市長及び綾瀬市長に意見を求めたところ、海老名市長より、大気質について意見があった。

III 意見

この実施計画書に対して、関係市長意見等を考慮するとともに審査会の答申を踏まえ、条例第12条第1項に基づき審査した結果は次のとおりである。

1 総括事項

本事業では、最新の技術を採用して計画施設を建設するとしており、大気汚染などの環境負荷が現施設よりも総じて低減することが期待できるものの、隣接する現施設は既に約30年稼動しており、地域住民の関心も高いことなどから、環境負荷の低減効果を具体的に示す必要がある。また、煙突高さや緑地計画は住民参加を経て決定していくこととしているほか、災害廃棄物一時保管場所は具体的な内容が明らかになっていないことから、今後、こうした点について地域住民との情報交流を十分に図る必要があることや、関係市長から大気質について意見が示されたことから、環境影響予測評価書案（以下「予測評価書案」という。）の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

2 個別事項

(1) 事業内容

ア 老朽化した現施設の更新事業で、最新の技術を採用した廃棄物処理施設を建設するとしているが、現施設の稼動による環境影響を把握した上で、更新事業による大気汚染物質及び二酸化炭素の排出などの環境負荷の低減効果を具体的に予測評価書案に記載すること。

イ 予測・評価が適切であるとの判断材料とするため、予測の前提となる土地利用計画、施設の諸元、環境保全措置などを十分に明らかにし、住民の理解が得られるよう、具体的に予測評価書案に記載すること。

ウ 計画施設の稼動後も、現施設の一部を車両基地等として一体的に活用することを検討しているとのことだが、交通、騒音を始めとして生活環境に与える影響の変化が考えられることから、その影響に係る環境配慮を検討し、現施設及びその跡地の利用方法を明らかにした上で、周辺住民に対して適切な情報提供等を行うこと。

エ 平成29年度からの実施を計画しているワークショップ等で、煙突高さを緑地計画等とともに地元住民等との合意形成を図った上で決定するとしているが、その実施に当たっては、多様な住民意見が集約できるように、テーマや内容に応じた適切な場の設定と進め方を検討すること。

オ 事業実施区域の北側エリア約3.8ヘクタールは現状が水田であり、事業実施により平時は緑地として住民の憩いの場に活用し、災害時は災害廃棄物の一時保管場所として使用するとしているが、用途の変化及び災害時における環境配慮の考え方について、早い段階で住民が理解できるよう丁寧に説明するとともに、住民と話し合いながら緑地計画を充実させていくこと。

カ 災害廃棄物の一時保管場所には、災害時一時的に構成市町村に仮置きされた後に分別された可燃ごみを保管するとしているが、今後策定予定の災害廃棄物処理計画における本事業の位置付けや、想定する災害廃棄物量等について、具体的に予測評価書案に記載すること。

(2) 大気汚染

ア 排ガスの基準について、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の規制値とは別に自主規制値を設定するとしているが、実施計画書に具体的な自主規制値が示されていない項目については、検討した経緯も含めて予測評価書案に記載すること。

イ 煙突の高さについて、排ガス拡散効果や景観とのバランスを考慮して、地元住民等との合意形成を図った上で決定するとしているが、大気汚染の観点から煙突の高さを十分に検討し、その検討経過や高さの設定理由について、予測評価書案に記載した上で分かりやすく丁寧に説明すること。

(3) 土壌汚染

事業実施区域周辺の土壌中のダイオキシン類の状況を適切かつ効果的に把握するため、厚木市等が実施した既存の調査結果も併せて収集・整理し、必要に応じて、調査、予測及び評価において有効活用を図ること。